

2020年5月15日

各 位

因幡電機産業株式会社

代表取締役社長 喜多 肇一
(コード番号 9934 東証第1部)
問合せ先
専務取締役管理本部長 家郷 晴行
(TEL 06-4391-1781)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月19日開催予定の当社第72期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るために、本年6月19日開催予定の当社第72期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 本日付の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は本日開催の取締役会において、本年6月19日開催予定の当社第72期定時株主総会終結の時をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を継続せず廃止することを決定いたしました。これに伴い、本買収防衛策に関する規定および当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する規定を削除するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月19日（金）
定款変更の効力発生日	2020年6月19日（金）

以上

【別紙】定款変更の内容

【 別紙 】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
<u>(新株予約権の無償割当てに関する事項の決定)</u>	(削除)
<u>第12条</u> 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。 2. 当社は、第19条第2項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、 <u>新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u> (1) <u>当該対応方針に定める一定の者(以下、「非適格者」という)が新株予約権を行使することができないこと。</u> (2) <u>当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</u>	
第13条～第18条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
<u>(決議事項)</u>	(削除)
<u>第19条</u> 株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。 2. 前項における「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の	

企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、「導入」とは、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の具体的内容を決定することをいう。

(取締役の員数)

第 20 条

当会社の取締役は 15 名以内とする。

(新設)

(取締役の選任)

第 21 条

取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2. ～ 3. (条文省略)

(取締役の任期)

第 22 条

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(取締役会の招集)

第 23 条

(条文省略)

2. 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条～第 25 条 (条文省略)

(新設)

第 26 条～第 28 条 (条文省略)

(報酬等)

第 29 条

(取締役の員数)

第 18 条

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。

2. ～ 3. (現行どおり)

(取締役の任期)

第 20 条

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第 21 条

(現行どおり)

2. 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対して発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 22 条～第 23 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 25 条～第 27 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 28 条

<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 <u>当会社の監査役は 3 名以上とする。</u></p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の権限)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 36 条 <u>監査役会は法令または定款に定める事項のほか、監査役職務の執行に関する重要な事項を協議し、または決定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め</u></p>	

<p><u>る。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 38 条</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 <u>39</u> 条～第 <u>45</u> 条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第 30 条</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 <u>31</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)</p>
---	--